

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
1	実施方針	3	1	1	(5)	ウ	市が行う配膳室の維持管理業務の内容についてご教授下さい。	配膳室の施設備品等の更新を想定しています。
2	実施方針	4	1	1	(5)	オ	解体業務の期間については事業者提案によるものでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	4	1	1	(5)	カ	(キ) 食育指導について、小学校と中学校では食育指導の方針が異なると思いますが、本センターで想定している食育指導の内容をご教示ください。	食育指導として、給食調理動画の活用、中学生による職場体験、中学生による調理員へのインタビュー、中学生が考案した献立の提供、保護者向けの給食試食会等を想定しています。
4	実施方針	5	1	1	6	ウ	(ア)施設整備に係るサービス対価の一時金とはどの程度と考えたらよろしいでしょうか。	学校施設環境改善交付金及び学校教育施設等整備事業債相当額です。
5	実施方針	5	1	1	6	ウ	開業準備に係るサービス対価の支払いは、1回目の支払いで全額支払いいただくことは可能でしょうか。	備品等の調達については割賦払い、開業準備業務に関する費用は、維持管理・運營業務の1回目の支払いに合わせてお支払いします。
6	実施方針	8	2	2			現地見学会の際、簡易的に距離などの計測をしてもよろしいでしょうか。	計測しても構いません。
7	実施方針	8	2	2			提案書の受付までに貴市との個別対話を開催する予定はありますでしょうか。	予定しておりません。
8	実施方針	10	2	2	(12)	イ	SPCを市内に設立する、とありますが、SPCの所在地を本施設としてもよろしいでしょうか。	本施設以外での設立をお願いします。
9	実施方針	10	2	2	(12)	イ	SPC本社所在地を現給食センター内でもよろしいでしょうか。	No8と同じ
10	実施方針	10	2	2	(12)	イ	SPCは、会社法の定める株式会社として市内に設立とありますが、新設学校給食センター内でもよろしいですか。	No8と同じ
11	実施方針	11	2	3	(1)	エ	「一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。」とありますが、構成員ではなく、代表企業もしくは構成企業と変更していただけないでしょうか。構成員すべてが一応募者にしか協力できない建付けですと、協力企業が一応募者にしか協力できないため、市内企業の積極的な活用を阻害するだけでなく、応札金額の抑制の大きな障壁となります。	協力企業が複数のグループに属する場合、情報漏洩等が危惧されることから、現状の記述とします。提案書の提出以降、契約締結までの期間の変更は認めません。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
12	実施方針	12	2	3	(3)	ア	応募者は貴市の入札参加指名願いの有無は問われませんか。仮に必要な場合、参加資格の確認基準日までに受け付けていただく等の措置は可能でしょうか。	入札参加資格者名簿への登録は求めておりません。
13	実施方針	12	2	3	(2)	ケ	「参加資格確認申請書の提出から 優先交渉権者 として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。」とありますが、構成企業及び協力企業（その他企業も含む）は小郡市への入札登録のみ必須という理解でよろしいでしょうか。	No12と同じ
14	実施方針	12	2	3	(3)	ア	実績として給食センターの設計は求めないのでしょうか？	参加要件としては求めません。
15	実施方針	12	2	3	(3)	ア	(イ) HACCPに関する相当の知識を有していることの記載の注釈に「HACCP対応施設の設計又は運営実績」「ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績」とありますが、【ア 設計企業】と【オ 運営企業】だけでなく、【イ 建設企業】【ウ 工事監理企業】【エ 維持管理企業】にも同様の条件が求められていることから、「設計又は運営実績」を「設計、建設、工事監理、維持管理、運営のそれぞれの業務に関する実績」と読み替えて良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項時に修正します。
16	実施方針	12	2	3	(3)	ア	(イ) HACCPに関する相当の知識を有していることの記載の中で、「HACCP対応施設の実績」「ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の実績」「HACCPに関する書籍の出版等の実績」「HACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者」のいずれか一つを満たしていれば(イ)内容の参加資格が有るとみなしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	実施方針	12	2	3	(3)	イ	貴市に建設工事の競争入札参加資格の登録は不要と考えてよろしいでしょうか。	No12と同じ
18	実施方針	13	2	3	(1)	エ	HACCPに関する相当の知識を有していることの定義として「HACCP対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。」とありますが、参加要件としては建設企業や維持管理企業の要件にもなっています。上記記載の「設計又は運営実績」はそれぞれ工事实績又は維持管理実績と読み替えるという理解でよろしいでしょうか。	No15と同じ
19	実施方針	13	2	3	(3)	エ	(ア)の要件である一級建築士事務所の登録を行っていること。に該当する維持管理企業は全国を探してもほぼないかと認識しております。ウ 工事管理企業と重複しておりますので今一度ご確認下さい。	ご指摘のとおりであり、一級建築士事務所の登録要件を削除します。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
20	実施方針	13	2	3	(3)	エ	(イ)HACCPに関する相当の知識を有する事とはどのレベルまでを想定されておりますでしょうか。ウ 工事管理企業と重複しておりますので今一度ご確認下さい。	維持管理企業にもHACCPの知識を身につけたうえで業務にあたっていただきたいため、記述のままとします。
21	実施方針	13	2	3	(3)	エ	維持管理企業の参加資格要件に「建築士法に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること」は誤りではないでしょうか。	No19と同じ
22	実施方針	13	2	3	(3)	オ	平成25年度以前の新築竣工ではあるものの、現在も2,000食／日以上を提供能力をもつドライシステムで給食提供を継続している実績は運営企業の要件を満たされますでしょうか	「平成25年度以降の」という表現を削除し、平成25年度以前の実績も可とします。
23	実施方針	13	2	3	(3)	オ	(ア)に関し、平成25年度以降に竣工した2,000食／日以上を提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の調理業務の実績を有することを要件とした場合に、条件を満たす民間事業者が限定される可能性はありませんでしょうか。	No22と同じ
24	実施方針	13	2	3	(3)	オ	「平成25年度以降に竣工した2,000食／日以上を提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の調理業務の実績を有すること」が要件になっておりますが、参画できる民間事業者を幅広く募集できるよう条件を緩和するなど、対応いただくことは可能でしょうか。	No22と同じ
25	実施方針	13	2	3	(3)	エ	全ての維持管理企業の参加資格において一級建築士事務所の登録を求める理由をご教授ください。	No19と同じ
26	実施方針	13	2	3	(3)	エ	維持管理企業の参加資格においてHACCPに関する相当の知識を求められていますが、業務のどの部分で必要なのかご教授ください。	No20と同じ
27	実施方針	13	2	3	(3)	オ	運営企業の実績のうち、特定給食施設の新築工事の調理業務の実績を求められていますが、新築工事の調理業務とはどのようなものでしょうか。	学校給食施設だけではなく、それに準ずる施設として加えております。新築工事の調理業務とは、指定された期間に新しく整備された施設での調理業務を指します。
28	実施方針	17	4	1			<本施設の立地条件>について、17頁の記載「敷地面積 約4150㎡」の記載がございますが、今回の敷地範囲を図示した資料の公表をお願いします。	資料提供準備が整い次第公表いたします。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
29	実施方針	17	4	1			<本施設の立地条件>について新設の給食センターの施工及び既存給食センターの解体、解体工事中における新設給食センターの配送出入り動線を考慮した際に、小学校（給食センター側）の敷地を当該敷地に沿う形で幅6m程度の借地をお願いしたいと考えますが可能でしょうか。	小学校の敷地の借地は可能です。借地可能な範囲地については、準備が整い次第資料としてお示しします。
30	実施方針	17	4	1			<本施設の立地条件>について質疑No. 8の回答が「借地可能」な場合、借地部分について、当該給食センターの最終的な敷地範囲に盛り込まれるものか、小学校側へ返却するものかをご教示ください。	借地部分については、小学校側へ返却するものとなります。
31	実施方針	17	4	1			<本施設の立地条件>17頁の記載「敷地面積 約4150㎡」と20頁のリスク分担表12番の記載「市が実施した設計・測量・地質調査部分」より、敷地範囲が明記されている測量図・CADデータの公表時期をご教示いただけますと幸いです。	資料提供準備が整い次第公表いたします。
32	実施方針	17	4	1			「敷地面積 約4150㎡」とありますが、今回使用できる敷地の境界線を図示した資料を開示お願いいたします。建物の配置計画を検討にあたり、必須であり、配置により施設整備費用の積算に影響が大きいので、早い段階での開示いただけると幸いです。	資料提供準備が整い次第公表いたします。
33	実施方針	別紙-1 リスク分担表					昨今のPFI事業では、大変、珍しいリスク分担となっていますが、物価変動リスクにおいて施設の供用開始前のインフレ・デフレが、事業者のリスクとなっています。現在、物価変動が激しく、施設整備期間の変動を事業者側におきますとリスクを抱えていただけたところが少なくなります。公的物価指数にて対応できるようにしてもらえませんか。	「協議にて判断」と修正します。
34	実施方針	別紙-1 リスク分担表					リスク分担表に記載の「△」の定義を明記いただけますと幸いです。	No43の△は、詳しくは契約書に示しますが、一定の食数幅の中で運用いただくためです。No44の△は、質問・意見No44を受けて、「（市の作成する献立による影響を含む。）」を削除し、リスク分担を「協議にて判断」と修正します。
35	実施方針	別紙-1 リスク分担表					リスク分担表No. 3の「利益にかかる法人税率の変更」について、貴市は事業所税の課税団体ではない為、事業所税は発生しない、との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて削除します。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
36	実施方針	別紙-1					住民問題リスクにつきまして、「調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟」とありますが、8項の「行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟」との境界を例示等でも結構ですでお示し願えますでしょうか。	本事業自体に起因するものは市、事業者が行う調査・工事の対応などに起因するものは事業者となります。
37	実施方針	別紙-1					リスク分担表No.16「施設の供用開始前のインフレ・デフレ」の負担者は事業者のみでしょうか。提案書提出時から期間が経つため物価スライドを認めて頂けますでしょうか。	No33と同じ
38	実施方針	別紙-1					リスク分担表のNo.16に記載のあります、施設の供用開始のインフレ・デフレの負担者が事業者となっております。近年の物価上昇を鑑み、提案書及び見積書提出時と供用開始までの期間の物価上昇分についての協議の場や契約条項を設けていただけないでしょうか。	No33と同じ
39	実施方針	別紙-1					リスク分担表No.20「天災・暴動等による設計変更・中止・延期」の負担者は事業者のみでしょうか。不可抗力な事態については貴市のリスクとして頂きたい。	「協議にて判断」と修正します。
40	実施方針	別紙-1					天災・暴動等による設計変更・中止・延期については、全てが運営企業の負担となりますでしょうか。	No39と同じ
41	実施方針	別紙-1					不可抗力リスクにつきまして、天災・暴動等に起因する事態への対応は事業者が負担出来るものではないと考えますので、何卒再考をお願いします。	No39と同じ
42	実施方針	別紙-1					リスク分担表No.29「建設に要する資材置き場等の確保に関すること」は事業者側のリスクとなっておりますが隣接敷地においては貴市所有の敷地（コミュニティーセンター・森・小学校）に囲まれている為、貴市の協力が必要と考えます。よって、リスク分担は貴市と事業者の双方としていただけませんかでしょうか。	市として協力はしますが、リスク分担はこのままとします。
43	実施方針	別紙-1					N039 性能リスクの内容に施工不良を含むと記載されていますが施工不良リスクを運営段階で請け負うのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、施工不良を含むを削除します。
44	実施方針	別紙-1					運営一需要変動リスク-44 食べ残しのリスクは市の作成した献立に対し、喫食者が食べ残す状況であり、事業者（運営）の失敗ではないと思います。市に△はついてはいますが、「食べ残し」の原因を究明し、その都度、協議とするのが妥当だと思えます。	No34と同じ
45	実施方針	別紙-1					リスク分担表No.57の「アスベストが検出された場合の除去費用や工事の遅延等」について、アスベスト調査結果の公表予定時期をご教示願います。	アスベストは、調査・除去済みです。今回のリスク分担については、施工中に新たにアスベストが検出された場合を示しています。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
46	実施方針	別紙-1	リスク	分担	表		リスク分担表の解体費用増大リスク No. 58「上記以外の事由によるもの」について、提案書提出時から期間が経過するため、物価スライドを認めて頂けますでしょうか。	No33と同じ
47	実施方針	別紙-1	リスク	分担	表		物価変動リスクについて建設期間中におけるインフレデフレは事業者リスクに分類されていますが、PFI事業では建設工事着手までの期間が長い ため、想定以上の物価変動が生じる可能性もございます。建設期間中 における事業者の費用増減リスクについて、ご教示願います。	No33と同じ
48	実施方針	別紙-1	リスク	分担	表		維持管理におけるリスクについては記載されておりませんが、どのよう なご認識でいますでしょうか。ご教示下さい。	段階「運営」が「維持管理・運 営」の誤りでした。